

令和7年度地方独立行政法人静岡県立病院機構 医療機器等保守点検業務委託契約書

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に次の委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲の所有する仕様書別紙1に掲げる医療機器等（以下「機器等」という。）が正常、適正に機能するよう保守点検業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務内容）

第2条 乙は、契約書、仕様書及び付帯文書に基づき委託業務を行うものとする。

（業務実施場所）

第3条 乙は、静岡県立総合病院、静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院（以下「3病院」という。）で業務を実施する。

（委託契約期間）

第4条 契約の期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料及び支払方法）

第5条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）を支払う。

2 前項の委託料は、四半期毎に支払うものとする。

3 乙は、第8条の保守点検業務実績報告書の確認を受けてから10日以内に請求書を甲に提出するものとする。

4 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

5 1回につき支払う委託料の金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

（申出義務）

第6条 乙は、この契約の締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、又は甲に不利となるような事情の生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（保守点検計画書の提出）

第7条 乙は、業務開始後10日以内に、**様式1**により3病院毎の**年間保守点検業務実施計画書**を作成し、甲の承認を得なければならない。

（点検業務結果の報告）

第8条 乙は、委託業務を実施したときは、その都度、速やかに**様式2**により**作業報告書**を作成し、機器等の使用担当者及び事務担当者に提出し確認を受けなければならない。また、乙は、各四半期満了の翌月7日までに**様式3**により当該四半期にかかる**保守点検業務実績報告書**を甲に提出し確認を受けなければならない。

(改善提案書の提出)

第9条 乙は、令和7年9月末日までに**様式4**により、3病院における機器等の保守点検内容の**保守点検内容改善提案書**を甲に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(機密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施中に知り得た甲の機密事項を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「**個人情報取扱特記事項**」を遵守しなければならない。

(損害賠償責任)

第13条 乙は次に掲げる理由の一が生じたときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 次条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第14条 甲は、次に掲げる理由の一が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を実施しないとき、又は実施する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。

(3) 乙又はその代理人が、委託業務を履行する能力を失ったと甲が認めるとき。

(4) 乙又はその代理人が次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(契約の変更)

第 15 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、本契約の内容を変更することができる。

(合意管轄)

第 16 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 17 条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 7 年 月 日

(甲) 静岡市葵区北安東 4 丁目 27 番 1 号
地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 田中 一成

(乙) ○○○○○○
○○○○○○○○○
○○○○○○○

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるにあたっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

上記によらない事項は、法令等によるほか、甲乙協議して決定する。

様式 1

令和 年 月 日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 田中 一成 様

(代表者職・名)

年間保守点検業務実施計画書の提出について

令和7年度地方独立行政法人静岡県立病院機構医療機器等保守点検業務委託契約書
第7条の規定に基づき、3病院の保守点検業務実施計画書を別添により提出します。

様式2-1

令和7年度 作業報告書（保守点検・修繕）

業務名					メーカー名		
契約業者名	印				担当者名		
機器名			シリアル ナンバー				
規格			バーコード				
作業区分	定期点検	回目／全	回中	・	オンコール	修繕	
受付日	月	日	完了日		月	日	
修繕依頼 内容						エラーCD等	
作業日	作業時間合計		作業時間	時間単価	金額	作業者	
月 日	時 分～ 時 分						
月 日	時 分～ 時 分						
計	作業時間合計			① 合計金額		作業者人数	
②その他費用(名目を記入)	名目						
	金額						
障害状況・作業内容	原因			処 置			

交換部品名	規格	単価	数量	金額	有償・無償		
					有償・無償		
					有償・無償		
					有償・無償		
					有償・無償		
					有償・無償		
					有償・無償		
③交換部品合計金額					病院立会者 サインまたは印		
④費用総合計金額 (①作業料+②その他費用+③部品代)							
⑤値引額							
請求金額(税別) ④-⑤							
請求金額(税込)							
病院指定納品請求書伝票番号							

※自社仕様の作業報告書を添付する事

様式3

令和 年 月 日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 田中 一成 様

(代表者職・名)

保守点検業務実績報告書（第 四半期分）の提出について

令和7年度地方独立行政法人静岡県立病院機構医療機器等保守点検業務委託契約書第8条の規定に基づき、3病院の保守点検業務実績報告書（第 四半期分）を別添により提出します。

様式 4

令和 年 月 日

地方独立行政法人静岡県立病院機構

理事長 田中 一成 様

(代表者職・名)

保守点検内容改善提案書

令和 7 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構医療機器等保守点検業務委託契約書
第 9 条の規定に基づき、3 病院における保守点検内容改善提案書を別添により提出し
ます。

令和7年度地方独立行政法人静岡県立病院機構 医療機器等保守点検業務委託仕様書

地方独立行政法人静岡県立病院機構における機器等保守点検業務は、契約書に定めるもののほか、本仕様書及び付帯資料に基づき実施する。

1 業務内容

機器等の保守（詳細別紙1参照）

病院	令和7年度 保守件数
総合病院	158
こころの医療センター	6
こども病院	106

2 服務規律等

- (1) 乙は、業務を遂行するに当たり、関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、乙の従事者に対して、以下のことを遵守させなければならない。
 - ア 胸に社名・氏名入りの名札を付けること。
 - イ 常に礼儀正しく、丁寧な言動をもって勤務すること。
- (3) 甲は、乙の従事者の資質、素行が業務に著しく不相当と認められるときは、その理由を明示して当該従事者の交替を要求することができる。

3 連絡体制

乙は、甲の担当者と連絡体制を構築し、業務の遂行や問題点の整理・解決に努めること。

(1) 定期会合

乙は、業務の内容や業務遂行上の問題点等について甲の担当者との間で原則として月1回以上会合をもち、協議すること。また、甲より委員会等に出席を求められた場合に、乙は出席すること。

(2) 臨時会合

業務遂行上緊急な問題が発生した場合、乙は、甲の担当者と協議し、問題の解決を図ること。

4 オンコール修理

オンコール修理となっている機器については、次のことを遵守すること。

(1) 技術員の優先的派遣

委託期間内において機器に故障又は損傷が生じ、甲が修理を依頼したときは、優先的に技術員を派遣し、速やかに必要な修理を行わなければならない。

(2) 修理費用

前号の修理に要した費用は、別途請求しないものとする。

5 留意事項

- (1) 実施日時については、前もって当該機器の使用担当者と協議の上、原則として土、日曜日及び祝日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分の間に行うものとする。
- (2) 実施に当たっては、甲の業務に支障のないように注意しなければならない。
- (3) 点検に係る費用
点検に必要な消耗品等の材料費は、委託料に含まれるものとする。

6 提出書類

乙は、次の書類を甲に提出しなければならない。()内は提出期限。

様式	内容 (提出期限)	提出先
任意様式	機器毎の保守料金内訳 (業務開始後10日以内)	本部経営管理課
様式1 [契約書第7条]	年間保守点検業務実施計画書 (業務開始後10日以内)	本部経営管理課 各病院事務担当者
様式2 [契約書第8条]	作業報告書 (その都度)	各病院現場担当者
様式3 [契約書第8条]	保守点検業務実績報告書 (各四半期満了の翌月7日まで)	本部経営管理課 各病院事務担当者
様式4 [契約書第9条]	保守点検内容改善提案書 (令和7年9月末日)	本部経営管理課 各病院事務担当者

※上記に関わらず、乙は甲の求めに応じ、月間保守計画書及び月間実績報告書の提出を行うこと。